

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 24 年度第 1 回枚方市都市景観審議会
開 催 日 時	平成 24 年 10 月 5 日（金曜） 10時00分から 12時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館 4 階 第 3 委員会室
出 席 者	会長：吉川委員 副会長：下村委員 委員：岡委員、恩地委員、木下委員、多田委員
欠 席 者	委員：鶴島委員、小野委員、福山委員、山下委員
案 件 名	議案 1. 審議会の会長及び副会長の選出について 議案 2. 審議会の会議の公開について 議案 3. 諮問（枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について） 議案 4. 審議会の運営体制について
提出された資料等の 名 称	議案 1. 枚方市附属機関条例、審議会委員名簿 議案 2. 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 枚方市情報公開条例（抜粋） 枚方市都市景観審議会傍聴要領（案） 議案 3. 諮問書（控）、景観懇話会の進め方 都市景観基本計画の改訂並びに景観計画の策定に向け た今後のスケジュール 議案 4. 枚方市都市景観審議会運営要領（案）、審議会の運営体制
決 定 事 項	1. 会長、副会長の決定（会長：吉川委員、副会長：下村委員） 2. 会議は原則公開とし、傍聴要領に従って行う。発言者につい ては、「会長」「副会長」「委員」と表記する。 3. スケジュールについて承認 4. 審議会の運営は、運営要領に従い進める
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	都市整備部 都市整備推進室

## 審 議 内 容

### 1 開 会

事 務 局：平成24年度第1回都市景観審議会を開会いたします。まず始めに本日の委員の方々の出席状況についてご報告いたします。本会の委員総数10名中6名の皆様にご出席を頂いております。

あ い さ つ：おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

( 事 務 局 ) 委員の皆様方におかれましては、日頃より本市景観行政にご高配を賜りまして、まことにありがとうございます。また、本日はお忙しい中にもかかわらず本審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。今後とも本市行政にお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。さて、これまで委員の皆様方におかれましては都市景観形成委員会におきまして、熱心にご議論をいただいておりますが、今後は皆様の審議の成果を答申という形でお受けしたいとの考えから、会議の法的な位置付けをより適切なものとするため都市景観審議会としてご審議をしていただくことにさせていただきました。こうしたことから本日は任期の途中ではございますが、改めまして、審議会として運営に関する案件のほか、枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について諮問をさせていただき予定としております。これらの詳細につきましては、後ほど事務局よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。簡単ではございますが開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

事 務 局：それでは続きまして本委員会の委員の皆様を事務局からご紹介をさせていただきます。(省略)

続きまして市の担当職員を紹介させていただきます。(省略)

次に添付資料のご確認をさせていただきたいと思っております。(省略)

### 2 議 題

#### 議案第1号 審議会の会長及び副会長の選出について

事 務 局：それでは議案第1号の審議会の会長及び副会長の選出について事務局より説明させていただきます。議案1の資料1-①枚方市附属機関条例、資料1-②審議会委員名簿をご用意させていただいております。これまで委員の皆様にご参加をいただいております枚方市都市景観形成委員会につきましては、9月議会におきまして枚方市附属機関条例が制定されたことに伴いまして枚方市都市景観審議会へと移行しております。皆様の審議の成果を答申という形で受けたいという考え方や、会議の法的な位置付け

をより適切なものにする趣旨から、本市では本日の会議資料1-①にあるように枚方市附属機関条例を制定いたしまして、地方自治法に基づく条例設置の審議会といたし、再びご審議いただくこととなったものです。資料1-①の別表の3枚目をお開き願います。市長の附属機関として網掛けをいたしております。会の名称が「枚方市都市景観審議会」、担当事務が「枚方市における都市景観の形成に関する重要事項に関する調査審議」、定数が「10人以内」で委員構成をしております。このたび条例制定の動きのなかで開催を延期させていただくことになり、皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしましたことを、この場をお借りし深くお詫び申し上げます。引き続き審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、枚方市都市景観審議会の会長、副会長の選出についてお諮りをいたします。条例第4条第2項に会長及び副会長は委員の互選によって定めるとございますので、本日の議案といたしております。事務局といたしましては、景観形成委員会におけるこれまでの経過を踏まえまして、引き続き吉川委員に会長、下村委員には副会長をお願いしたいと考えております。皆様よろしいでしょうか。

○（「異議なし」の声）

事務局：ありがとうございます。

それでは、会長、副会長は前の席にお願いします。

吉川会長、下村副会長、一言ずつご挨拶をお願いします。

会長： 昨年の春に都市景観形成委員会を開催し、大多数の委員がお変わりになりました。その際に委員長ということでご挨拶をさせていただいたのですが、私自身は景観条例が制定されて審議会になるものだと理解していたのですが、市の事情もあり、先立って審議会という形で発足することになりました。大阪府をはじめ様々な地方自治体で、いわゆる委員会を選別するかたちで法的により適切に運用していこうという動きが起こっております。枚方市もそういう動きを踏襲されるかたちで、このようになりました。都市景観形成委員会が審議会に衣替えするということは、それなりに活動成果があがっていたのではないかな、というふうには思っております。今後、「基本計画、景観計画の策定」それから「景観条例の制定」それに「条例に基づいて、再度、審議会の衣替え」ということになり、大変重要な時期にきております。そういう時に、委員の皆様にはしっかりとご検討いただいて、枚方市の都市景観行政に尽くしてまいりたいと思います。ひとつよろしく願いいたしたいと思います。特に下村委員には副委員長に就任

していただいて、すぐにまた副会長ということでご面倒をお掛けしますが、ひとつよろしくをお願いします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

副会長： 副会長を拝命いたしました下村でございます。大阪府をはじめ、豊中、生駒というところで景観計画のお手伝い、策定をいたしてきた経験を生かしながら、非常に非力ではございますが、会長を補佐して本市の景観形成に尽くせたらと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

事務局： ありがとうございます。それでは、この後の議案の進行につきましては、吉川会長にお願いいたします。

#### 議案第2号 審議会の会議の公開について

会長： それでは議案第2号の審議会の会議の公開について確認をいたしたいと思えます。それでは事務局からご説明をお願いします。

事務局： 議案第2号の資料といたしまして、資料2-①枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定、資料2-②枚方市情報公開条例（抜粋）、資料2-③枚方市都市景観審議会傍聴要領（案）をご用意させていただいております。審議会の会議につきましては原則として公開となっております。ただし、法令等の規定により非公開とされる場合、枚方市情報公開条例第6条の規定により、個人的な情報など非公開情報が含まれる事項について審議を行う場合、また公開することにより会議の公正な運営が著しく阻害されると認められる場合などに、公開しないことが出来ます。次に会議録につきましては、会議ごとに署名人をたて会議録を全委員に確認していただいた上で、確定後に署名をいただきホームページ等を通じて公表していくことにしたいと考えております。今回は1回目でありますことから、署名につきましては会長、副会長にお願いしたいと思います。よろしくご審議の程お願いします。

会長： それでは、ただいまご説明のありました件について、委員の皆様からのご質問、ご意見等、或いはご提案などを意見交換していただきたいと思えます。情報公開の流れの中での会議の公開という議案でございます。積極的なご発言を賜ればと思えます。よろしくお願いいたします。

副会長： 会議を公開する場合の公開時期と公開方法について、少しお示しいただければありがたいのですが、例えば、どれ位前にホームページに掲載するのか。

事務局： 開催につきましては2週間前までにホームページなどで公開させていただきます。議事録につきましては、各委員に確認をしていただき、署名を

頂いた上でホームページに公開していきたいと考えています。

- 委員： 会議の公開で、議事録の発言者の名前をどこまで公開するのか。
- 事務局： よくある会議体では、議事録の確認までは皆様の氏名を記載させていただきます。公開する際には各委員の確認後、内容を確定させていただきまして、公開の資料には「委員」というかたちで、氏名の方は、お省きさせていただきます。
- 委員： 傍聴者が入るというかたちで会議の公開もするのですよね。そうすると、名前も全てその方には分かるが、ネット上では議事録を出す時には名前を伏せるということですね。
- 事務局： そのとおりです。
- 会長： 別の審査会や審議会の話で、例えば傍聴の方はメモをとることは許されるけど、記録をもって出るとは出来ないのも、岡委員のお話をメモに執られる可能性はありますが、一般市民に公開される時には、委員の発言ということで名前は出ないことになります。
- 委員： 会長、副会長は出るのですね。
- 会長： 出ます。特定されます。
- 委員： 分かりました。
- 副会長： 傍聴された時には、メモは今おっしゃった様に結構ですけど、ビデオテープや録音はご遠慮いただく、といったことは口頭でお伝えされるのですか。
- 事務局： その件につきましては、後ほどこちらの方からご説明させていただきます。
- 会長： 分かりました。それともう一点確認しておきたいのですが、我々の景観審議会の中では、それほど個人情報という問題は該当しないと思うのですが、非常に特定の場所で特定の事例といった時に、所有者が誰であるというような事が出てしまうかと思うのですが、その辺の取り扱いについて決めておかなければいけない気がしているのですが。
- 事務局： それにつきましては、資料2-②に枚方市情報公開条例を付けさせていただきます。公開しないことができる情報という部分で第6条に書いております。大きなところでは本審議会を進める中で（1）にある特定の個人が識別され得るもの、というかたちになってくれば、一定その利害関係も含めて、この会議開催に先立ちまして最初に会議の公開・非公開を審議していただく、というかたちになってくると思います。
- 会長： 特定の事項については、先に事務局の方で該当するかどうかのスクリー

ニング（振り分け）をやっていただいた上で、ここで最終的に公開するかしないかを決めるということで良いのですね。

事務局： そういうかたちにさせていただきます。

会長： 分かりました。

副会長： 発言内容の言葉は、一字一句ではなくて少し簡潔に、例えば「え～」とか、同じ内容の繰り返しとかは整理して会議録をまとめていただきたい。要約版ではなくて、発言内容を文章的にまとめていただくことでよろしいですか。

事務局： そういうかたちの方が、事務局としてもよろしいかと思えます。

委員： すいません。議事録ですが、議事録には出席者及び欠席者の氏名は載るということですよ。でも、議事録の発言者は公開する時には誰が言ったのか名前は出ないですが、議事録として庁内に残る書面には誰が言ったのかは残るということですね。ホームページ上で発言者の名前が消されているのであれば、出席者の名前も消されているということですか。

事務局： 出席者の名前は公開対象になります。委員の発言者のお名前が伏せてあるというかたちになります。

委員： 他の枚方市内の審議会も全て発言者の名前が伏せてあるかたちになっていますか。

事務局： 全てとは限らないです。それぞれの会議体の中で決めていただくことになります。

委員： 出席者の氏名は公開しているとおっしゃられましたね。

事務局： それは会議体の中で決めていただくことになっています。

委員： 個別になっているということですか。

事務局： はい。

委員： 分かりました。

会長： 要するに議事録というのは、一部は匿名性を保ったまま公開をするということになります。個人情報も、その場では個人情報として認められるものは、公開するかしないかを審議会で決めた上で、公開をしない場合もあるということになります。

それでよろしいですね。

事務局： はい。

副会長： 情報公開請求があった場合は、録音テープでありますとか、氏名が入った文言まで公開される場合があると聞いています。本景観審では、そういうところまでの議論は多分ないかと思うのですが、確認のためお聞きし

ます。

事務局： そこまでは想定しておりません。

委員： すいません。傍聴される方が希望されて来た場合、ぶっつけ本番でこちらに当日来られるのですか。どういう身分の方であるとかは分かりませんか。

会長： その件については、このあと、ご説明があると思います。

今、事務局からご説明がありました審議会の会議の公開に係る会議録等の取り扱いについて、委員の皆様、他にご意見或いはご質問はございませんでしょうか。無いようですので、議案第2号の会議の公開については、公開するというかたちで、具体的な運用の内容等については、今後定まってくるだろうと思っています。特に会議録についても、全委員が確認した上で確定をしてホームページ等で公表をしていくということにしたいと思っています。よろしいでしょうか。

○（「異議なし」の声）

会長： ありがとうございます。それでは、公開という原則が承認されましたので、いま恩地委員からご質問のありました傍聴の件について、枚方市都市景観審議会傍聴要領（案）につき事務局よりご説明をお願いします。

事務局： 引き続き、審議会の傍聴についてお諮りをさせていただきます。会議の公開は当会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うということで、傍聴にかかる手続き等について必要な事項を定めたいと考えております。資料2-③をご覧くださいと思います。傍聴手続き、傍聴者の遵守事項、会議の秩序維持を定めているのが、この要領（案）でございます。2面には傍聴希望者に当日手渡す書面（案）を載せてあります。この要領（案）に従いまして、今後進めて良いかというところのご審議の程をお願いいたします。

会長： ご意見やご質問がありましたら、どうぞお願いしたいと思います。

事務局： それでは、事務局の方から傍聴者の遵守事項について、読み上げさせていただきます。（省略）

会長： 何か文字になると非常に厳しい感じがします。今まで都市景観形成委員会の時には傍聴についての取り決めも判然としないままやっておりましたが、審議会ということになると、こういうところがシビアになると思っております。委員の方々のご意見・ご質問がありましたら、よろしく願います。

委員： これは、枚方市民だけですか。どこの方でも傍聴出来るのですか

事務局： その制限についてはありません。

委員： 全く他府県からでも聞きたいと来られたら、傍聴出来ることになるのですか。

事務局： はい。

副会長： マスコミ関係に関しても同じ扱いでよろしいですか。マスコミの取材等の依頼があった時に、許可があれば撮影は出来るということですか。こういうのは審議会のみならず、たぶん市全体での傍聴規定があるのではないですか。

事務局： 各審議会で定めています。

副会長： 大きく変わるところは無いのですか。

事務局： ありません。

事務局： 当然、テレビカメラが入るような場合には最初の段階でマスコミ関係の方から申し出があります。それを受けるか受けないかということは、この審議会で確認してからスタートすることになると思います。

副会長： そこまでは無いとは思いますが。それと、要領（案）の遵守事項（4）の「委員長」とは、どういうことですか。

事務局： 申し訳ございません。のちほど、事務局で訂正させていただきます。「又は委員長」の部分だけを削除させていただきます。

委員： 今は傍聴の話ですが、景観審議会そのものの設置要綱というものは、あるのでしょうか。

事務局： のちほど、改めてご説明させていただきます。

委員： どのような権限があるものかによって、どのような方が来られるかが随分と違ってくると思うのですが。

事務局： 枚方市附属機関条例が一番上にある条例になってきますので、議案第1号の資料1-①の第6条に会議の公開について規定されています。

委員： この会そのものが何を審議するのか、という内容はどこを見たらいいですか。

事務局： 先程の資料1-①の別表の3枚目に、網掛けさせていただいているところに記載しています。

委員： これ以上、細かいものは無いということですね。

事務局： 来年の25年10月に景観条例を策定しようとしています。その際に条文化されますので、その条文が以後の諮問事項となってきます。

委員： なるほど、何を審議するかはこれから決めるけれど、それをどういうふ



		うに扱うかは先に決めておくということですね。いろんなことが可能性としてあるわけですね。
事 務 局	局長	ただ、ここに担当事務として「本市における都市景観の形成に関する重要事項に関する調査審議」というところで、景観基本計画の見直し、景観計画の策定が含まれるということです。
委 員	委員	例えば、景観地区の指定をするかしないかとか、個人的利害に関わるような、またはある地域の利害に関わるようなことを審議する可能性もある訳ですよ。反対派の方が来られたり、マンションを建てたい方が来られたりとか、いろんな可能性が考えられる訳ですね。
事 務 局	局長	はい。
会	委員長	本審議会は、私も思い込んでいたのですが、現行の都市景観形成委員会の要綱が準用されると考えていいのですね。
事 務 局	局長	枚方市都市景観形成要綱については現在も有効でありますので、これまでの委員会に意見を聴かなければならない事項についても継承されてきます。
委 員	委員	とりあえず、以前とあまり変わらないものが審議会にあがってくると想定していい訳ですね。
事 務 局	局長	はい。
委 員	委員	分かりました。
会	委員長	まだ景観条例は制定されておられませんので、会議体そのものは、枚方市の附属機関条例に従って審議会に衣替えをしますが、審議の内容は要綱を継承することでいいですね。
事 務 局	局長	はい。
会	委員長	基本計画が出来て、景観条例が出来るということになれば、そちらがバックボーンになります。
委 員	委員	その中で初めて位置づけられる。ということですね。
会	委員長	今のところ会議体そのものは、資料1-①にあるように様々な委員会が審議会や審査会に衣替えをしており、これらを一括して衣替えさせるための条例が9月に制定され、この会も審議会になりましたが、その根拠となる景観条例はまだございません。ただ、一部の審議会や審査会は既に条例に従って運用されているものもあります。
委 員	委員	我々は、この審議会で自分たちの位置付けも考えるということですね。
事 務 局	局長	今回の条例化につきましては、情報公開や委員報酬の面において他市では問題が生じておりますことから、本市では6月議会と9月議会におい

て、これまでの要綱に基づいた審議会とか委員会については、あくまでご意見を伺うものだけであれば要綱に基づく設置で問題はないのですが、諮問して答申をいただくとか、検討して提言をいただくという様な会議体につきましては、地方自治法上、議会の議決を経て附属機関として設置しなければならないため、前委員会を審議会というかたちで法的位置付けの整理をさせていただいたものです。

従って、今回は前回の委員会と同じような格好ですが、会の名称が変わり附属機関となりましたので、会議の公開の運用方法などをあらためてご相談させていただいております。正式には、これまでの内容について、諮問という形式をとらせていただくことで、ご理解をいただきたいと思いません。

会 長： 非常に重要なことで、私自身もそのまま要綱の内容をやっていくのだろうと思っておりました。

事務局： その件に関しまして事務局の方から説明不足がございました。今回、審議会を開催するにあたりまして、現在の枚方市都市景観形成要綱の改正をしております。申し訳ございません。この要綱の中で、これまで都市景観形成委員会に諮るといふところの部分を、都市景観審議会に諮るといふかたちで見直しをさせていただいております。

会 長： 議論の中で、いま問題になっているのは傍聴要領（案）と傍聴希望者への文言等になるのですが、先ほど副会長の方からご指摘がありましたけれども、今回見直しされた審議会では、まずは事務局案で横並びになっていると理解してよろしいですか。

事務局： はい。結構でございます。

副 会 長： 運用の方法ですが、遅れて来られて早く出られるとか、審議会では結構その辺が規定されていないことが多いですけど、本市の扱いとしては、出る時は自由に出られるということですか。遅れて来られた方も30分まではOKとか、そういったところはどうなりますか。

事務局： そこまで規定はしておりません。

副 会 長： 初めてですけど、他の審議会でもそうなのですか。

会 長： いや、私は開発審査会の会長もやっているのですが、始まる何分か前に事務局の方に申し出がない限り、以前に私は遅刻された方の出席を認めませんでした。そういったケースがありました。

委 員： 審議事項が4つあって、その中のひとつに個人情報が含まれているのでこの部分だけ出ていってもらおうとか、そういうこともありますか。

事務局： 傍聴者に対してですか。

委員： はい。傍聴者に対してです。

会長： 特に開発審査会の場合、審査請求があつて審査請求事項についての説明等の時には居られたのですが、そのあとの議論、ある意味で生の話が出てくるところでは、ご退席いただいたというケースがあります。

委員： そうであれば、会議全体の公開ではなくて、案件別の傍聴を決めるようにしておかないといけませんね。そういう可能性は十分あると思います。

事務局： 先ほどの会議の公開等に関する規定、資料2-①の第3条の会議の公開で、原則として公開するというかたちにさせていただき、次の各号のいずれかに該当する場合は公開しないことができるというところで、運営の方法なのですが、その段階で傍聴者に外に出てもらうとか、或いは別の場所でその件だけを審議するとか、その都度やり方については、会長・副会長と打ち合わせをさせていただきながら、運用していく格好になると思います。

副会長： こちらの審議内容によって判断して、こちらから傍聴者をお願いするという運用は良く分かるのですが、傍聴者が遅れて来られるとか、大人数で遅れて来られるなどして、会議の運営に支障をきたすような場合はどうなのですか。

事務局： 当然、会議室の外には事務局のスタッフを配置し、傍聴の時は住所・氏名を書いていたかかないと入れません。入れる時間帯もきちんと対応します。審議内容により傍聴させられない時は、きちんと傍聴者を入れるタイミングと出ていただくタイミングを図らせていただきます。

副会長： 単純に審議内容に関わらず、遅れて来られた方を入れる、という方向でやるのか、遅れてきたら入れない、という方向でやるのか、どちらでしょうか。

事務局： 通常は入れてないです。開催通知の時に、15分前までに手続きをして下さい。ということで記載しております。

副会長： その説明を聞いて、理解しました。

事務局： 傍聴者が多いときには別の部屋を確保して、音声だけにするとか、人数制限のための抽選なども含め、その辺は事務局の方で適切に行います。

副会長： 少なくとも傍聴に係る規定というのは、この要綱を補完するために傍聴の運用の仕方を別に定めたものがあるとの理解でいいですか。

事務局： 運用を含めるとありません。

会長： 資料2-③にあります傍聴要領というのは、非常に大まかな話で実際に

運用するにあたっては、もう少し細かい部分が決まると思ってよろしいですね。例えば、受付で傍聴の手続きをするには会の15分前までに行わないと入れませんか、事務局側での運用として行われると理解してよろしいですね。

事務局： はい。来ていただく時間とか、何人以上になったら抽選になりますとかは、開催のお知らせの中で、明記してやっていく様なかたちになります。

副会長： それは、どこかに明文化されているものがありますか。

事務局： 資料2-①の公開に関する規定の中の第6条の（6）号に傍聴に関することが少し書かれています。また、傍聴者の定員や傍聴者の手続きについて記載して開催の通知をしなければならないとなっております、この中で事務局の方でそれについての取り決めをさせていただくという事になります。

副会長： この傍聴要領（案）の資料だけでは、その辺のことが分からなかったので質問させていただきました。

事務局： 一般的に他の審議会などでも、こういうかたちで傍聴の要領を出させていただいております。

会長： 開発審査会の傍聴の要領は詳しく存じていないのですが、事務局に事前に電話等で傍聴したいとの問い合わせがあり、15分前までにと周知していたにも拘らず、開会を宣言した後に来られたのでお断りしたケースがありました。

会長： 今の傍聴要領（案）について、他にご意見はありませんか。もう少し細かいこと決めていくことがあるかもしれませんが、これでよろしいでしょうか。

会長： ご意見等も無いようですので、事務局の説明どおり会議の傍聴については、当面この傍聴要領に従って行うこととします。特に、本日から景観審議会となっておりますので、本日から適用としていきます。

本日は、傍聴人は来られておるのでしょうか。

事務局： 本日、傍聴を希望される方はおられませんでした。

議案第3号 諮問（枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について）

会長： それでは、傍聴人もおられないということで、具体的な審議に入りたいと思います。議案第3号の諮問（枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について）について事務局からご報告をお願いします。

事務局： それでは、枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について、これより市長から諮問を行います。吉川会長、小山部長、前にお進みください。

事務局： それでは、枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について諮問させていただきます。枚方市都市景観審議会、吉川会長様、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定に基づき、枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について、貴審議会に諮問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。平成24年9月28日 枚方市長 竹内 脩。

○（諮問書の手渡し）

事務局： ありがとうございます。それでは改めまして、進行を会長にお願いしたいと思います。

会長： それでは、ただいまお受けいたしました諮問でございますが、議案第3号の枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について、前回の委員会時代にもご説明を受けている状況ですが、今回は審議会となつての1回目の会議ということでございますので、改めまして、今後のスケジュールについて確認したいと思います。事務局の方からご説明をお願いします。

事務局： それでは議案3についてご説明させていただきます。資料につきましては資料3-①諮問書（控）、資料3-②今後のスケジュール、資料3-③景観懇話会の進め方についてをご用意させていただいております。それでは、資料3-②をご覧くださいと思います。都市景観基本計画の改訂並びに景観計画の策定に向けた今後のスケジュールを示させていただきます。表の読み方ですが、横軸に平成26年3月までの暦を記載、縦軸には、目標としている景観基本計画の改訂、景観計画の策定、庁内委員会・本審議会・議会の日程を記載させていただいております。これらにつきましては24年度から25年度までの2年間で行っていく予定の中で、24年の6月におきまして本市においてコンサルタントと2カ年の策定業務について契約を締結させていただいております。

それではスケジュール表に基づき、ご説明させていただきます。まず、基本計画の改訂につきましては、24年の7月から25年の6月末まで作業をしていくことになります。この基本計画の改訂の内容でございますけれども、①前提条件の整理がございます。ここでは、改訂の背景と目的、課題の整理、上位計画の確認、そしてまた市民の意識変化や今後行っていく将来計画を踏まえた中での整理を行うことになります。こちらの方は既に始めておりますが、11月中旬まで取り掛かっていきたいと考えております。次に②目標設定でございますが、基本計画と景観計画、そして誘導指針というこれらのセットの位置付けを明確にして構成していく必要があると考えています。これも11月末を目途に進めていくことになります。次に③

地域別景観基本計画の作成ということで、現在、基本計画につきましては約10地域別の基本の計画を立てて地域ごとの将来像などを定めておるわけですが、これにつきましては10月から来年の3月末まで業務を行っていくということになります。以上、これらの作業にあたりまして、景観懇話会を6回開催いたします。この景観懇話会は一般公募によりまして、市民の方20名から構成されております。8月25日をもって設置いたし、既に8月25日と9月29日の2回、会議を開催いたしております。この6回の開催によりまして、各市民の意見を景観基本計画の改訂作業の中で反映していくものと考えております。実質的に、業務内容については市の方で先行して進めていく作業の中で、後で景観懇話会から出てきた意見を反映させていくかたちになります。この景観基本計画の改訂ですが、素案の策定を来年の3月末に確定していきたいと考えています。そしてこの案の策定が出来ますと、手続きとして3ヶ月のパブリックコメント用の期間を設け、来年の6月末をもって景観基本計画の改訂を完了したいと考えております。

次に景観計画の策定について説明させていただきます。景観計画の策定につきましては、行為の制限、景観計画区域も含めて検討し、来年の2月末から始め25年の11月末をもって目途を付けたいと考えております。まず、①景観計画区域の設定でございますが、2月末から4月中旬に掛けて枚方市の景観区域の一般地域、重点地域の設定を進めていくこととなります。併せまして、それらの地域の②基本方針の検討と③行為の制限に関する基準の検討を進めていきます。これらの④届出等対象行為の検討も含めまして、景観計画の素案につきましては、来年の6月中旬には素案の確定をしておきたいと思っております。この素案が出来ますと、7月の中旬に住民説明会を行います。この説明会の具体的内容は決まっておらず今後検討していきますが、景観計画につきましては、行為の制限など市民の権利に関わることがありますことから、住民の意見を聞いた上で実施していくことを念頭に進めていきたいと考えております。この住民説明会が終わりましたら、手続きとして3ヶ月のパブリックコメント用の期間を設け、25年の11月末をもって景観計画の策定を完了しておきたいと考えております。

次に各庁内委員会につきまして説明させていただきます。24年10月から26年の3月まで随時必要に応じて開催する予定であります。この庁内委員会で案を叩いた上で審議会に諮っていきたくて考えておりますので、審議会の回数よりも庁内委員会の回数の方が多くなってきます。また、景観審議会の開催予定も記載させていただいております。

- ・平成24年10月：諮問（都市景観基本計画について）
- ・平成25年1月：庁内委員会での検討内容の中間報告（都市景観基本計画）
- ・平成25年3月：諮問（景観計画について）
- ・平成25年6月：答申（都市景観基本計画について）
- ・平成25年9月：庁内委員会での検討内容の中間報告（景観計画）
- ・平成25年12月：答申（景観計画について）

そして、平成26年の1月から3ヶ月間の周知期間において、中核市に移行していくこととなります。市議会への報告につきましては、これからの審議の状況にもよるため、議会の開催月だけをスケジュール表に載せております。

それ以外に、平成25年10月に景観条例を制定いたしまして、景観行政団体へと移行します。この時点では景観計画は策定できていないことから、景観条例の全面施行は平成26年4月からとなります。景観計画の施行も同日を考えております。

簡単ではございますが、平成26年の4月の全面施行に向けた中での2年間の作業スケジュールを報告させていただきました。

事務局： 続きまして、景観懇話会についてご報告をさせていただきます。資料3-③をご覧願いたいと思います。景観懇話会につきましては、資料の下部に開催スケジュール(案)を記載させていただいておりますけれども、8月25日に第1回を開催しております。この第1回から来年1月26日の第6回までの開催スケジュールで進めていきます。

まず、景観懇話会の開催目的ですが、市民の皆さんの目から見た枚方市の景観資源や景観の課題等についてのご意見の収集とこれからの景観づくりに関する意見交換を目的とします。また、懇話会で頂いたご意見につきましては、枚方市都市景観基本計画の改訂を検討する基礎資料とさせていただきます。予定となっております。

景観懇話会の開催内容でございますけれども、枚方市の景観資源や課題の提案・整理を行っていただくものと、枚方市の景観形成の方向性・あり方に関するご意見の交換、そして、景観形成を進めていく上での取り組みに関するご意見の交換、「景観ミニ講演会」「景観発掘調査」「まちあるき会」を予定しております。

次に、景観懇話会の進め方でございますけれども、本市の主要な景観要素である「自然景観」「歴史景観」「市街地景観」の3つのテーマに分けて、20名の会員をグループ分けしております。グループの討議につきまして

は、既にグループごとにリーダーを決めさせていただきまして、このリーダーを中心に意見交換をしていただいております。結果は簡単に取りまとめて、他のグループに向けて発表しております。グループごとに合意の形成は求めておらず、グループ内で様々な意見や提案を出していただく様になっています。

開催結果の公表でございますけれども、懇話会につきましても、議事概要を市のホームページで公表させていただくことになっています。第1回につきましては、来週位にホームページに公表します。公表する内容については、次回の懇話会で会員の方々にご確認いただき、承認を得た上で公表していくこととなります。公表する議事概要には発言者を特定できる表記はしないことを決めさせていただいております。

最後に開催スケジュールでございますけれども、基本的には毎月土曜日の午後を開催するかたちで、予定を組んでいます。第1回は既に終わっておりますけれども、8月25日には懇話会の立ち上げと参加者の景観に対する理解の向上に努めさせていただきました。ここでは、枚方市の景観の現状についての説明を事務局から行いまして、下村先生に講師としてご参加いただきまして「ミニ講演会」をさせていただいております。

そして、懇話会の参加者には、次の開催までに各自で地元の景観資源についての写真を撮影してもらい、それぞれの思いを紹介していただくことを目的として、9月29日に第2回の景観懇話会を実施させていただきました。ここでは、市域全体を対象に、市民目線から見た景観資源の発掘のために撮影していただいた写真を見ながら、3つのテーマ別の景観についての認識を共有してもらい、「良い景観」「悪い景観」に対しての意見交換をしていただいております。

第3回につきましては、市民が選んだ景観資源を、写真をもとに現基本計画の類型別にまとめまして、類型別の景観形成の方向性について、改めて認識を共有していただきます。グループ討議では類型別の景観目標、方向の検討、保全すべきものや改善すべきもの、目指すべきものを話し合っていたらこうと思っています。そして、第4回に「まち歩き」をする予定です。

「まち歩き」は、11月17日の午前中に予定しています。場所等につきましては、グループ討議の結果をもって確定していきます。11月17日の昼からは第4回の懇話会を開催いたしまして、午前中の「まち歩き」で具体化された議論をもとに、「景観マップ」づくりをさせていただきます。「まち



歩き」をしたところの景観資源の抽出・整理・分析をした中で、ひとつの地区の中での景観構成や景観の良いところ・悪いところ、今後景観の創出を図るところ等を、市民目線から分析してもらい、地域別の見方について参考にさせていただきたいと考えております。

第5回につきましては、「まち歩き」についての議論から、景観形成の方針についての概念図づくりに取り組み、改訂の参考にさせていただこうと考えております。

第6回につきましては、懇話会の参加者全員で景観整備の方策について意見を交換していただきます。この意見交換、グループ発表を含めまして、懇話会全体での意見を抽出していきたいと考えております。

また、この懇話会のオブザーバーとして、本審議会の委員から事務局が選出させていただき、ミニ講演とか講評をしていただくかたちで委員の皆様にご協力していただきたいと思います。以上が懇話会についての説明でございます。

会 長： 大きく2つ、ご紹介をいただきました。スケジュールの問題と景観懇話会の進め方になります。いろいろと話がございましたので、分かりにくいところも幾つかあろうとは思いますが、ご質問とかご意見、或いはご提案など意見交換をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委 員： 基本計画は、景観法に基づく基本計画を策定するということですか。

事 務 局： 景観計画は景観法に基づき求められています。景観計画の中では景観計画区域や区域内の方針等がございます。この方針は概念も含めまして、景観計画の中でも定めますが、その前に市のめざす将来像を含めた大きな基本目標と基本方針を、基本計画として定めていきたいと考えています。基本計画は景観形成の方向を示すものですから、景観法を活用した枠組みに位置付けて構成していきたいと考えています。

委 員： 景観計画は、景観法に基づくのですね。

事 務 局： はい。

副 会 長： 法に基づく部分と、単に条例に基づく部分との合わせになるのですか。法だけになるのですか。

事 務 局： 景観基本計画の部分で、そのまま景観計画に移行する部分が出てきます。概念も含めてですが、基本的には、法に基づいたものになります。

委 員： 景観条例の中には、景観基本計画は位置付けられるのですか。

事 務 局： 当然、位置付けすべきだと考えます。

委 員： そうしたら、景観基本計画は自治体として景観の全体を示すものであつ

て、景観条例の中に基本計画と、法に基づく景観計画があるということですね。つまり、法律の景観計画を条例の中で運用するかたちなのですね。今、大阪府がそういうかたちになっています。

会 長： もともと景観法のノーションが、そうになっています。バックボーンを定めているだけで、具体は地方公共団体がやりなさいということになっています。ただ、心配なのは、基本計画の方がスケジュール的には先で、条例が併せて検討されるのかどうか分かってはいないのですが、来年の秋には制定され、条例を先行するかたちで基本計画の策定作業が、いま始まっているわけです。たぶん岡委員のご質問は、条例化をすることを前提に、基本計画を定めていっているのか、ということかと思います。

事 務 局： 景観条例につきましては、景観計画の策定と平行して進めていくこととなります。景観基本計画は既にある計画ですが、これについては、従来から市の内部において、踏襲するかたちで見直しするものとしています。ただ、景観基本計画の見直しをする目的といたしましては、景観形成の方向を景観基本計画で、きちんとまとめておきたいということです。

会 長： 今の問題に合わせてですが、この審議会は附属機関条例に基づいて衣替えをしたわけですね。今度、条例が来年の9月末に制定されますと、この審議会は、その条例に基づく審議会になるのか、それとも全面施行になる再来年の4月に条例に基づく審議会になるのか、どちらになりますか。

事 務 局： 25年の9月末に予定する枚方市の景観条例で、景観審議会の設置について規定します。

会 長： 我々自身は、この時点から審議会として構成されていますので、基本計画についての諮問に対して、答申すべき内容についての検討や意見を申し述べる立場になる訳で、そのノーションが条例に反映される、或いは景観計画に移るときにも、同様に反映されるといった理解でいい訳ですか。

事 務 局： はい。

委 員： 景観基本計画の上位計画は、総合計画になるのですか。

事 務 局： はい。それと都市マスになります。

委 員： 都市マスの中で決められている基本計画なのですね。法的裏付けがあるということですね。

事 務 局： この基本計画は都市マスの中では整合を図る個別計画に位置付けされています。

事 務 局： 都市マスは都市のマスタープランとして、都市計画上から土地利用の全体的な考え方や方針を示すもので、その中には景観についても上位計画と

して整合をさせることとなります。当然、総合計画の内容とも整合を図っています。

委員： 基本計画は何で担保されているのですか。

事務局： 現在の基本計画は、要綱に基づき景観形成を進めていくなかで枚方市の基本目標や方針を明らかにするために策定したのですが、何かの法令に基づいてという訳ではないです。

委員： 分かりました。

事務局： もう一度整理しますと、景観計画は景観法に基づいて、運用等については条例で定めるという格好になります。今の審議会につきましては、これまで条例以外の要綱に基づく委員会でやってきていただいたものを、地方自治法に基づく附属機関設置条例に基づいた審議会にさせていただいて、景観条例が出来ましたら審議会の根拠条例をそちらに移行するという考えでございます。

委員： すみません。次は私の方から質問させていただきたいと思います。私は市民委員として入っていますので、市民としての意見が、どこまで反映されるのかということが一番気になるところです。そこから言うと、4点程分からないところがございます。

ひとつは、コンサルタントと契約を既にされたということなのですが、これは前からお聞きしておりましたが、私は以前からコンサルタントをどの様な基準で選ばれるのか、ということは何度も伺っておりました。コンサルタントが懇話会をリードされるのであれば、その方達がどういう方向に導いていくかによって、懇話会の方向も変わってくると思います。コンサルタントをどの様なかたちで選ばれたのかということが、例えば審議会の場で議論されていけば良いと思うのですが、それが無く、また既に契約済みで動かれているということですから、その辺りがどの様に決められたのかが見えないなと思います。

それから懇話会のスケジュールを見ていますと、今年の8月から来年の2月までの計6回ということで、これは前回の会議でも、こういうプログラムでやりたいという資料を頂いておりました。前回の時に、この様に細かく中身を決めてやらない方がいいんじゃないか、という話も出ておりましたが、その辺をどこまで修正していただいて今回進めておられるのか、ということが分からないまま既に始まっております。それに、スケジュール表の進み方を見ておられますと点線の矢印で、懇話会の内容を①から④に反映しますということなのですが、この懇話会の内容を見ています

と、①の「前提条件の整理」に全て掛かるんじゃないかと思います。この懇話会の内容で、本当に②から④までに意見が反映出来る様な進み方になっているのかという事が疑問です。

それから懇話会があって20名の市民の意見を反映し、その後にパブリックコメントが3ヶ月ある訳なのですが、このパブリックコメントと懇話会の関係で、それぞれがどう違うのかということが分かりません。また、パブリックコメントの手続きとして3カ月を要するというのですが、その後完成までを1ヶ月しかみていませんが、反映するといっても修正する時間が無いように思います。これは、あくまで意見を聞きましてよというかたちで、終わってしまうのではないかという様な気がしています。

それから、この審議会の内容ですが、これは以前から会議の内容は前もって出させていただく様にと、お願いしているんですけども、今回も今日初めて資料を見させていただきました。その場で見て、これから景観条例を作っていく中で、本当に審議が詰められるのかというと、私には凄く疑問があります。だから、どんな意見を求めるにしても、前もって読めるような状態で審議会を開催しなければ、1時間や2時間でそれが良いかどうかなど、とても市長に答申出来る様なものにはならないと思います。

それから基本計画の改訂と書いてあるのですが、前から都市マスや総合計画があった上で基本計画があるとお聞きしており、それらを見てますと今の枚方市の時代に合わないところとか、社会情勢に合わないところがたくさんあります。それは、市民が生活していると一番よく感じるわけで、基本計画をどこまで改訂していただけるのか、ということに物凄く期待があります。今の枚方の景観はとても良いとは言えない、住んでいても暮らしていてもとても良いとは言えないからこそ、私はここに参加させていただいております。今回、その基本計画の改訂というのは、どれ位までなされるのか、ガラリと変わるのか、2割程度なのか、ということをお聞きしていないので、ご説明いただけたらなと思います。

質問が複数になってしまいましたけれども、その辺りが疑問に思われましたので、是非とも検討していただけたらと思います。

事務局：事務局の方から回答させていただきます。コンサルタントについてですが、6月に契約させていただいております。競争入札で発注手続きを行いました。本市の基本となる計画の策定業務ですから、コンサルタントとして他の自治体でこういう基本計画を立てられた実績を踏まえ業者選定しております。随意契約ではありません。

委員： 入札には何社位あったのですか。

事務局： 今、手元に資料がありませんが、6社ほどありました。

事務局： 次に懇話会のスケジュールなのですが、前回の会議の際に細かく書く必要は無いのではないかとありますが、懇話会については枚方市で設置させていただき、広く市民の意見を求めていくことを目的にしており、市民のどういうところの意見をどういうところで反映させていくかを、会員の皆さんに理解してもらう為の説明をしなければいけませんし、限られた月日の中で有効に進めていこうと思いましたが、各回にテーマを決め、連続性のあるひとつの流れの中で完結に至るものでなければならないということで細かく決めています。

私どもが思っているのは、第1回については枚方市の現状の確認と景観の定義を認識していただき、2回目は市民の皆さんが持たれている枚方市の良い景観、悪い景観を描出していただき、市民目線から見た景観資源の発掘を目的とします。3回目は、いただいた資源（写真）を類型化して、それに対する課題をまとめることを目的とします。第4回は、まち歩きなのですが、点で捉えてきた景観を地区として見ていただこうと思っています。地区を歩いていただきますと、眺望が良い、道が広い、狭い等いろいろな見方が出てくると思われます。そこには、都市もあり、神社等の歴史もあり、自然もあります。まち歩きを通じて、景観を構成する面的なつながりや広がりを感じとって評価をいただきます。5回には、他にどの様な地区があるのかを伺い、それが重点として、枚方市が将来像として他市に紹介できる様なところを見出していきたいと考えます。6回が最終の総括になりますが、今後どのようにして景観を市民と行政と事業者が協力しながらやっていけるのか、取組みの方策について意見をいただきたいと考えます。懇話会につきましては、この段階で終わるかどうかを会員の意見を含めながら、検討していくことになるのではないかなと思っています。

委員： 懇話会というのは、私は良い取り組みだと思いますし、この様にメニューを作っていただいて毎回の目的をきちんと定めて意義あるものにしていこうとしているのは、すごく良いことだと思います。ですから余計に、その結果を反映するには、①の「前提条件の整理」や、②の「目標設定」の時に、市民目線としてこういう意見や思いがありますというところを、反映していただく様なかたちで、この懇話会を毎月定期的を開くというよりは、もっと圧縮して、凝縮したかたちで取り組まれた方が意味があるの

ではないかと思えます。逆にパブリックコメントを、今進めているものに対してどうですか、という意見を求めるかたちに持っていかれた方が、懇話会とパブリックコメントの役割も分担できるし、中身もそれぞれが濃いものになるのではないかと思いました。

事務局：パブリックコメントは、市民の意見を広く聞くなかで、一定の手続きをもってやっていく訳ですが、途中でやるのも良いんですが、ある程度、案が出来たところの部分でご意見をいただきたいと思えます。修正につきましては、1ヶ月ではどうかとのご指摘がありました。基本的にはその中でやれる様には工程を組ませていただいております。

委員：手続として3ヶ月を要した後、その意見を1ヶ月で反映出来ますか。

事務局：実際、パブリックコメントでどの様な意見があったかを、他市に聞きながら確認しておりますが、10項目程度が想定されます。

委員：パブリックコメントについては、いろんな分野で今、市長は力を入れてやっておられますよね。10月も市政について3つのパブリックコメントを実施されるみたいです。直接景観ということではないのですが、枚方市駅前のまちづくりに関しても、今回パブリックコメントを未来トーク（市民との座談会形式）でされますよね。私は景観に関係してくると思うので、その辺りのパブリックコメントとの関わり合いであるとか、意見の反映の仕方がどのようになるのかが気になります。だから都市景観としてパブリックコメントを求められた時に10人位しか意見があがってこないというのは、すごく問題であって、もっと広く意見を求められる様な方策を取っていただけたらと思えます。

副会長：少しよろしいですか。懇話会に何回か出席させていただいて、少し感想を含めて申し上げます。景観基本計画の冊子をご覧いただいていると思えますけど、今策定しようとしているのが景観基本計画で、私の家の前に木を植えるとか、皆さん一緒に花を植えるとか、この様な意見がここに書かれてないのは、ご理解をいただけていると思えます。

それで、今懇話会で出ている意見というのは、例えば「神社の緑を大切にしましょう」「川の緑を大切にしましょう」「こういう景観を大切にしましょう」という意見と「ここにゴミが多い」「この風景の看板がどうか」という様な意見と大きく2つの意見が出て来ています。どうそれを反映していくのかというところなのですが、ご承知の様に景観基本計画の中には、本市の都市をどういう景観のイメージで、という少し大きな概念を整理して、類型別や地域別での方向性を掲げている訳です。多分ご不満な点

としては、これらの意見が反映されていないことにあると思うのですが、基本計画の策定時から本市の状況が変わってきている中で、どこがどう変わってきているのか、というところをご指摘いただき、景観基本計画の中に反映していただいたら良いと思うのです。

委員： どう変わってきているというのは。

副会長： この地域の山が無くなっているとか、この計画の中のここが拙いのではないのでしょうかとか、そういう意見で計画の見直しがされていくイメージなのです。

「街路樹をもっと増やし景観づくりをしましょう」「皆で花を植えて美しいまちにしましょう」というのは、これからそれをどの様に実現していくかという話のことであり、景観計画というのは規制誘導を中心にまとめていく訳です。景観基本計画は全体の都市のイメージを大切にし、まちの目指す景観の方向性・イメージが整理されたものであり、懇話会の皆さんから頂いた具体的なお意見というのは、もう少し細かな地域ごとの課題だと思います。おそらく景観計画が出来上がって、これからこのまちを本当にどうしていくかという様な、今後のスケジュール表の後尾に示された内容のことも、多く出ています。ですから、上手に整理を行いながら、景観基本計画で反映できるところと、景観計画の規制誘導や誘導基準で反映できるものと、更にここには記載されていないですが、これから本当にどの様に動かしていくかといったアクションプランの中で検討する様な整理が必要になってくるかと思っています。市民の意見の反映をまず出来るものとして策定するのが景観基本計画なのです。景観資源の発掘の中でいただいた意見を最初に整理し、大切な資源や守っていきたい資源を基本計画の見直しに利用していくべきと個人的には思っています。

それと、懇話会での会議内容は事務局がお話された様に、景観条例の制定後もそれを継承して、景観づくりを担っていただける地域のリーダーや、草の根的に地元で活動していただける方の人材育成にも続けていく必要があると個人的には思っています。それも景観基本計画の第4章今後の方策の中で、協働でやっていかなければならないということが書かれていますので、市民による景観づくりを推進し、人材育成のためとしての懇話会の位置付けでもあるのではないかと思います。皆さん非常に熱心に自分の時間を割いて現地調査をやってこられて、しっかり取り組んでいただいていますので、如何に意見を反映していくのかということはおっしゃられている様に課題になってくると思います。従って、1月予定の審議

会では、それらをチェックしなければならないと思います。そして、景観計画の諮問がなされる3月の審議会では、景観基本計画の最終チェックを行い、パブリックコメントに出す訳ですが、1月の審議会で、基本計画の改訂版の案がどこまで出せるのかが重要になると思います。審議会というのは何回もやるものではないと思いますが、タイミングで回数を増やさないうまま、極限のプランでいくと最後のまとめが難しくなる可能性があります。会長や皆さんのスケジュールの問題もありますが、木下委員のおっしゃる様に意見を反映するタイミングをしっかりと取って進めていただければと思います。

事務局： 景観基本計画の改訂に向けた作業につきましては、諮問と答申を入れて4回と見込んでおりましたが、それだけではなく、改訂案を策定する段階でももう少し細かく議論出来る様に、回数を含めて検討させていただきます。

副会長： 回数を増やすのが大変でしたら、タイミング（最も適した時期）ですよね。

事務局： はい、分かりました。

事務局： 残りの質問のうち、審議会の案件資料の報告を事前にして頂きたいということについてですが、申し訳ございません。前回も確かに聞いておりました。今後、資料関係については開催の2週間位前には、書類をお渡ししてご説明させていただいた上で、皆さんには審議会に臨んでいただいた方が、我々にとっても会の運営が円滑に出来るものと考えます。そのようにさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員： ご無理のない程度で。最低、送っていただければ事前に読んで頂くことができますので、ありがたいです。

事務局： はい、分かりました。

副会長： あと、木下委員のおっしゃられるところで気になっていたのが、パブリックコメントの回答書を審議会が聞いておこななくて良いのか、ということです。

会長： それは、私も気になっていました。

副会長： 事務局サイドでパブリックコメントの回答を書かれて、最後にその結果の報告も含め6月の審議会の開催となっているかとは思いますが、これもタイミングは難しいですが、通常3週間くらいのパブリックコメントを1ヶ月されるということで、それは結構だとは思いますが。ただ、出て来た意見が、それほど多くないとか、工程を覆さない程度の修正意見であれば問



題が無いのですが、審議を要する様な意見がもし出てきたときに審議会を通じて回答を行うところも多いので、その辺を先生方のご意見を聞いて考慮していただきたいと思います。

会 長： もちろん意見の内容に対して、事務局サイドで対応が可能なものは、委員に文章で報告いただければ良いと思いますが、お話があった様に幾つかレベルがあって、持ち回りで審議会の各委員に聞かれるという方法もありますし、本日のように会議体をもつという方法もあります。会議体をもつということは、委員の皆さんの時間を一致させないといけないという問題もありますが、我々の審議会が基本計画について答申をするということになりますので、やはり最終的に最終案が市民向けに出る際には、ここで判断をすべきであると考えます。事務局としてのお考えをいただきたいと思います。

事 務 局： はい、パブリックコメントをさせていただいた中で、根本的に検討しないといけない意見の内容であれば、当然、審議会に諮らせていただき、軽易な修正にとどまるようであれば会長から申し出があった手法で、持ち回りとさせていただきます。最終案ということでは、皆さんにあらかじめ確認して頂く機会を設けさせていただくことで、お願いしたいと思います。

会 長： 委員、そういうところで、よろしいでしょうか。

委 員： すいません。どれくらい改訂するのかということについては。

事 務 局： はい、基本計画の改訂の内容でございますが、策定したのが平成6年でずからかなり年数も経っていますが、内容については他市と比べて地域別の展開など景観のイメージをかなり広がりを持って計画していただいています。事務局としては、経年変化した土地利用の変化であるとか、社会情勢も変わってきております。例えば高齢化や人口減の中でライフスタイルが変わってきていることなども踏まえて手を加えていかなければなりません。課題の整理として、将来どのような事業があるのかということも見据え、景観基本計画を見直していかなければならないと考えます。また、京阪の連続立体交差事業であれば、眺望を含めて景観を変えてしまう要素が出てきますので、そういう課題にも対応できる方向性を持って見直しする必要があります。現計画の骨組みを大きく変えることは考えておりませんが、骨組みの中で地域の組み合わせをどうするかというところが、おそらく議論になると思いますので、皆さんのご意見をいただきながら検討を進めてまいります。それまでには事務局から案として提出させていただきます。

委員： 地域をどうするか、というのはどういうことですか。6地域あるなかの一つの地域の方向性をどうするか、ということですか。

事務局： そうではなく、例えば新しく第二京阪道路が出来ました。緑の軸として、それなりに立派な大きな施設であり、景観を大きく変える要素になりますので、そういった大きな部分の骨組みを追加するとなれば、これまでの地域の構成が変わってしまうということです。次回の審議会では、事務局から提案させていただき諮れるようにしたいと思います。その段階で、基本計画の改訂の骨組みがオーソライズされると思います。

副会長： この基本計画は細かいところまで記載されており、頑張って作られているという印象があります。結構、場所が特定出来るところも多いというのが印象でして、このレベルまで中々書ききれないところが他市にはあり、ベース的なところは良い計画であると思います。けれども、現状が変わってきているところが多くありますので、庁内の各事業等からフォローアップをしていただき、都市マス等の計画を書き込みながら修正いただければ充実してくるかと思います。

事務局： 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

○（委員が一人退席）

会長： 他に、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員： 時間が無いところ申し訳ないんですけど、他市でよくあるのが「森の景観を守ります」と、しっかり書いてあるのに開発がどんどん行われていたりしており、現状に合わせて修正するというのは良いのですが、現状が本当に良いのか又は変わってしまっているのが良いのか、というところの議論はどこでするのが、いつも疑問に思います。景観ではこの様に定めながらも、都市計画では違うものとして変わりつつある事があるので、今度作る計画は、どのようにして担保されていくのだろうかと思えるところがあります。

事務局： これまで要綱で指導してきました、大規模建築物で例えば、枚方市の場合、「建築面積が1,500㎡で高さが15mを超える」場合には届け出が必要となります。基準を「厳しくする」とか「緩くする」とかで景観の誘導を担保していけると考えます。

委員： 景観というのは建物だけじゃなくて土地利用も関係があります。基本的に景観計画は土地利用計画ですよね。だから、こちらから土地利用について都市計画に絡んでいくような事があるのか、というところが先程お聞きしたかたった内容です。

事務局： 庁内的には個別計画の整合性をとることで改定作業が進められ、本市の土地利用の指針でもある都市計画マスタープランの方が上位計画になっております。

委員： そちらから来るのですね。

事務局： はい。

委員： やはりスケジュールがきびしすぎますよね。

事務局： そのとおりです。

委員： あまりきびしすぎますと、この審議会に出席した時には文面チェック係りになってしまい、「この図が見えない」などつまらない事を指摘しないといけなくなってしまいます。出来れば大枠のところ、この項目を追加すべきであるとか、ここにはこれを書き込んだ方が良いのでは、ということと言える段階で皆さんにお目に掛かる必要があります。

事務局： わかりました。

副会長： 作業段階のどのタイミングで、つまり作業部会を動かしながら審議会にキャッチボールを図るタイミングが大切であり、それをいつ頃するのかというスケジュールの中で審議会の回数を検討いただければと思います。

事務局： 議案4の内容も若干関係しますので、その議論も含めて次の案件でお願いしたいと思います。

会長： 今後のスケジュールについてご確認いただきました。今、ご指摘いただいた様に非常にタイトなスケジュールですので、庁内の方と運営等についても今後の展開において、注意深くやっていただきたいと思います。基本計画の見直しの方向については、我々審議会でも議論を進めるということ、また今年度中には、基本計画の改訂の素案が出来上がるということですので、委員の皆様にはご協力をお願いしたいと思っております。

#### 議案第4号 審議会の運営体制について

会長： それでは、今の問題に関連しますが、議案第4号の審議会の運営体制についての確認をしたいと思っておりますので、事務局からご説明をお願いします。

事務局： それでは議案第4号の審議会の運営体制について、ご説明させていただきます。資料4-①枚方市都市景観審議会運営要領(案)と資料4-②都市景観審議会の運営体制についてを、ご用意させていただいております。先程、スケジュールについて説明させていただきましたが、25年7月の景観基本計画の策定まで、審議会を3回設けさせていただこうと考えておりましたが、庁内委員会についても開催し検討していかなければなりません。

この為、諮問事項について審議を円滑に行うために、組織及び運営に関して必要な事項を要領で定めさせていただきたいと考えております。

資料4-①をご覧くださいと思います。この要領の趣旨ですが、この要領は枚方市の附属機関条例第1条の規定に基づいて設置します本審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとし、第2条に分野別委員の指名を規定しております。審議会の会長は諮問事項につき審議会における審議を円滑に行うための執行機関との調整を図るため、担当事務に関する分野において分野別委員を指名し、分野別委員に事故があるとき又は分野別委員が欠けたときは、会長が指名により定めることができるとしております。また第3条では分野別委員は、前条による指名に基づいて執行機関との調整を行った場合は、会長及び副会長に調整内容を報告するものとする、としています。第4条では、審議会の庶務は、都市整備部都市整備推進室において処理する。という様に考えております。裏面を見ていただきたいのですが、分野に応じまして委員の方々を各1名配置させていただけないかと考えております。分野につきましては、学識経験を有する委員の各専門分野となっており、今後事務局が策定作業を進めていく中で、専門分野に掛かる項目等について専門的な見解を伺うなど、アドバイザー的な立場でご協力を願えないかというふうに考えております。分野別委員のメンバーにつきましては、環境デザイン分野では吉川委員、居住環境分野では岡委員、緑地環境分野では下村委員、歴史文化分野では鶴島委員にお願いしたいと思います。

資料4-②をご覧くださいと思います。改訂作業を行っていく中で、分野別の委員に対して意見を伺う流れと、調整内容の報告の流れを記載させていただいております。報告につきましては、実質的には庶務（事務局）の方から会長と副会長に報告をさせていただくこととなります。会議を設けないため、このやり方につきましては委員報酬が伴わないというところで申し訳ないと思います。しかし、このタイトなスケジュールの中でやっていくためには、こういう柔軟性をもったやり方を考えていく必要があるのではないかと考えています。併せて、先程ご意見をいただきました作業部会につきましても、必要があれば設置することも、ご検討していただいたら有難いと思っております。

あと、景観懇話会では開催ごとに本事務局が審議会から選出させていただきました委員の方を、オブザーバーとして派遣させていただきたいと考えております。こちらにつきましては謝礼をお支払いすることが出来ま

す。また今後、第6回までの開催にあたりまして、皆様の日程も確認させていただき、ご協力願いたいと考えております。

以上、運営体制についてのご審議をよろしく申し上げます。

会 長： それでは今、事務局からご説明のありました件について、委員の皆様の  
ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

委 員： とても良いことだと思います。審議会を機能させるにも、やはり期間が  
ないと難しいのかなと思います。しっかり、議論し進めようと思えば日程  
調整が必要になって大変かと思えます。

事 務 局： 他に作業部会の設置という手法もあり、審議会自体の開催回数を多く  
とるという考え方もあります。

会 長： テーマとか内容に応じて分野別の委員で対応する場合と、審議会で対  
応する場合を、上手く調整を付けていただきながら進めていかざるを得な  
いのかなと思います。

それと、もう1点ご説明をいただきたいのですが、分野別委員というの  
は条例か何かで規定されているのですか。

事 務 局： 条例などに基づくものではありません。この審議会の委員の皆さんに、  
行政に対してアドバイザー的にご協力いただきたいというものでござい  
ます。

会 長： では、この審議会の要領での設置ということですが、分野別委員は、基  
本的には、この委員の中からということですか。

事 務 局： はい。先程、説明いたしました分野に応じて、専門分野の先生方を、そ  
れぞれ1名配置させていただけないかと思っています。

事 務 局： 例えば、歴史分野に限って少し分からないことがあり、その取扱いなど  
について、事務局から鶴島先生に連絡させていただき、ご意見を伺います。  
意見の内容と反映の仕方については、会長と副会長にご報告をさせていただく  
という形で進めていきたいと考えています。

会 長： ご提案いただいた4人のうち3人まではOKですが、恩地委員と木下委  
員の方から何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

○（委員が一人退席）

委 員： この分野別委員の3～4名程度とあるのは。

事 務 局： 先程の運営要領案の2面で4分野を書かせていただいています。この4  
分野に各1名と考え、4人ということになります。

委 員： それ以外の方は。

事 務 局： 専門的な部分以外では、他市の都市景観の状況の例示などご助言を頂く

立場としてやらせていただけないかと思っています。

委員： 分野別委員というのは、委員会が別にあるわけではないのですか。

事務局： 委員会ではないです。分野ごとに1名の委員に、アドバイザー的な立場で、事務局と意見のやり取りをさせていただきます。それを受けて作業を進めて、要所では審議会に諮らせていただきます。

会長： 先程お話がありました様に、スケジュールが非常にタイトであるため、作業は機動的である必要があります。もちろん分野別委員だけが決めるのではなく、重要な事項は全て審議会にあがってきますし、あるいは逆に審議会で決定し審議回数を増やす場合もあります。分野別委員の意見だけで事が進んでいく場合もありますが、審議会の組織として上手く運用を図っていくということです。

委員： 随時、いろんな事を相談されながらということですか。

事務局： はい。作業を進めるなかで随時行っていきます。

委員： それで、この4分野の方が集まれる場は無いですか。

事務局： それについては、今のところ検討しておりませんが、先程の部会という形であれば、設置は出来ますが、審議会の小さな組織としての部会をやるかどうかについては、皆さんに決めていただくこととなります。

委員： この4つの項目は凄く大切なことですので、どこかで今こういう状況です、と意見のすりあわせをする場が必要なのかなと思いました。そこだけが、気になりました。

副会長： 専門特化した様な内容は、他市での経験から結構出てくる場面があります。特に景観計画を作っていくときの指導基準については、根拠を如何に示していくか、という市民や事業者に対しての説得力ある資料作りが必要になります。「なぜ、この様にしたのか」「なぜ、高さ制限を設けるのか」という形成の基準を、背景や、運用していく時の窓口対応も含めて検討していくことを、考える必要があります。他市の事例ですが、部会を設けて景観形成に対する考え方も入れ、証拠付けをし、審議会に報告して、またそこで議論する様なことを短時間で行ったことがあります。大変でしたけどその時は部会を設けました。専門委員の4名は個別の案件もありますが、関連する話も結構あります。例えば、居住と緑が関係していないかという、そうではなくて両方関係している場合がたくさんあります。吉川先生のところに行き、岡先生のところに行き、私のところに来るといったこともあると思います。

ほとんど関連してくると思います。そこを上手く運用されるか、大変です

けど部会を作ってやった方が良い場合もあるかもしれないです。細かい議論は審議会では出来ないの、そうしてきた経験はあります。日程調整や、経費の話もあるので難しいですが、運用をどのようにされるのかということ、よく考えた方が良くと思います。

会 長： 景観というのは総合評価をせざるを得ないものですので、緑だけを考えてとか、居住だけを考えてとかでは形取れませんので、やはり多少、高所から大きく物を捉えるためには、専門家だけが集まるということがあっても良いのかなと思います。

事務局： この審議会自体は合議制なので、決めていくところは、全て審議会のかたちをとって開き、議事を決していくというのが基本でございます。各委員にアドバイスをいただく際に、部会の形式にすると、開催の件や傍聴の件でも非常に煩雑になってきますので、逆にフットワークが悪くなる可能性が十分にあります。当面、スタートの段階では分野別の案を選定していただきまして、ご意見を伺いながら、全体での合議制の中で決定していくことを基本として、支障が出てくれば、そこで調整をさせていただきたいと思っています。

副 会 長： 審議会の回数が増えたら良いかもしれないですね。

事務局： その可能性も十分に考えています。分野別の専門委員に事前に確認をした内容を、この審議会でもらっていただくタイミングについては、事務局でスケジュールをしっかりと組んでやっていきたいと思っています。

会 長： 名称が部会でなくても、それぞれの分野の先生方のご意見を伺ったのが、同じ日の同じ場所であったという訳で、調整のやり方は、あるとは思いますが。

事務局： はい。

会 長： 定刻が過ぎたようですが、お二人の委員が中座をされたということになりますけれども、先ほど市長から受けました諮問について、スケジュールが非常にタイトな中で執行機関との調整を図り審議を円滑に行うことが出来ますよう、この運営要領に従って進めていきたいと思っています。私自身も含めてですが、分野別の委員についてはプラスの作業がありますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

以上をもちまして、本日4件挙がっております審議は終わらせていただきます。このあとの司会は、事務局にお返ししたいと思います。

事務局： どうもありがとうございました。本日、ご説明させていただきました枚方市都市景観基本計画の改訂案の策定につきましては、皆様からのご意見

を踏まえまして、今後の作業を進めてまいりたいと思います。

あ い さ つ： 閉会に際しまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日は長時間に渡り活発なご意見を頂戴いたしましてまことにありがとうございました。特に、今後の審議会の運営や進め方につきましては、本日いただきました貴重なご意見を、再検討しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。また、より良い景観形成に取り組んでいける様な景観基本計画の策定に向けまして、今後とも委員の皆様には、何かとお力添えをいただきますようお願い申し上げます。本日は本当に長時間ありがとうございました。